

記事解説

1. 記事の概要

- ・赤羽国交相は28日、国交省や各地方整備局などが発注した直轄工事を原則、一時中止したり工期を延長したりすると発表。

2. 事実関係

- ・直轄工事及び業務で実施する一時中止等の措置は、全ての直轄工事及び業務で一律に実施するものではない。
- ・国土交通省から一時中止等を推奨するものではなく、あくまでも受注者からの申し出がある場合の措置である。

国の直轄工事を延期

赤羽一嘉国土交通相は28日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国交省や各地方整備局などが発注した直轄工事を原則、一時中止したり工期を延長したりすると発表した。期限は3月15日まで。感染防止を理由とした公共工事の中止は過去に例がないという。中止期間にかかった現場事務所の維持費や建設機械のリース代などの経費は国が負担する。

(朝日新聞 令和2年2月29日朝刊4面)